

平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業
(千葉県最低賃金総合相談支援センター) 委託要綱

平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業(千葉県最低賃金総合相談支援センター) 委託要綱については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 1 条 最低賃金の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、雇用の削減及び賃金の切下げを行うことなく、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産、販売方法等の改善による生産性向上を通じて賃金原資の確保を図ることはもとより、賃金制度、労働時間、安全衛生管理等の労働条件管理の見直しも重要となる。

そこで、これらの改善、見直し等について、中小企業事業主が身近な地域で、相談、指導をワン・ストップで受けることができる専門家派遣・相談等を提供する。

(事業内容)

第 2 条 本事業の目的を達成するため、「平成 29 年度 専門家派遣・相談等支援事業(千葉県最低賃金総合相談支援センター)に係る仕様書」(別添 1) のとおり事業を実施する。

(委託の対象)

第 3 条 都道府県労働局長(以下「委託者」という。)は、競争入札に参加し落札した者(以下「受託者」という。)に委託するものとする。

(受託者の選定)

第 4 条 受託者の選定に当たっては、平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業(千葉県最低賃金総合相談支援センター)の入札公告により、受託を希望する者から提案書類等の提出を求め、同事業に係る評価項目及び評価基準(別添 2)により一般競争入札(総合評価落札方式)を実施し、受託者を選定する。

(委託事業実施計画書の提出)

第 5 条 前条において、採用となった提案書類等を提出した者は、その通知を受領した日から 7 日以内に「委託事業実施計画書」(別添 4)を委託者に提出するものとする。

(契約書)

第 6 条 本事業の実施に必要な事項については、平成 29 年度専門家派遣・相談等支援事業(千葉県最低賃金総合相談支援センター) 委託契約書(別添 5)に定める。